

# 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 弘前地区消防事務組合

## 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 78.5%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 0%                              |
| 全職員               | 80.7%                           |

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 0%                              |
| 本庁課長相当職     | 0%                              |
| 本庁課長補佐相当職   | 94.4%                           |
| 本庁係長相当職     | 91.7%                           |

### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 0%                              |
| 31～35年 | 0%                              |
| 26～30年 | 0%                              |
| 21～25年 | 103.7%                          |
| 16～20年 | 86.7%                           |
| 11～15年 | 81.1%                           |
| 6～10年  | 88.6%                           |
| 1～5年   | 100.8%                          |

### 【説明欄】

「1. 任期の定めのない常勤職員以外の職員」は該当者なしのため、0%となっています。

当組合では、全職員の男女比は426:15であり、職務の性質上女性割合が少なくなっています。したがって、2.(1)及び(2)において、0%となっている項目は、当該項目に該当する女性職員がいないためです。また、育児短時間勤務利用者等については、給与を短時間分だけ減額している場合、育児等が女性に偏っている現状があれば、男女の賃金の差異は大きくなる可能性があります。しかし、両性の働き方の違いが縮小すれば、男女の賃金の差異の縮小として反映されるため、算出する上で育児短時間勤務利用者等の給与・人員を除外することは適切ではありません。以上を踏まえ、当組合においても、育児短時間勤務利用等により給与が減額となっている職員もありますが、給与・人員からは除外しておりません。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。